

平成29年度

行政監査の結果に関する報告

(監査期間：平成29年9月19日から平成30年3月22日まで)

〔 プロポーザル方式による契約について 〕

平成30年3月30日提出

郡山市監査委員

29郡監査第1088号

平成30年3月30日

郡山市議会議長  
郡山市長  
郡山市教育委員会  
郡山市選挙管理委員会  
郡山市農業委員会

郡山市監査委員	伊藤達郎
同	橋本勉
同	諸越裕
同	但野光夫

平成29年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

# 行政監査の結果に関する報告

## 目 次

第1	準拠基準	1
第2	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査の着眼点	1
6	監査の主な実施内容	2
7	監査の実施場所及び日程	2
第3	監査の結果	2
1	プロポーザル方式による契約とした根拠及びその理由について	3
2	要綱制定や選定委員会の設置について	3
3	選定の対象とする事業者の募集及び周知について	4
4	事業者選定及び契約事務の手続きについて	5
5	事業者提案の活用及び業務の成果について	7
6	プロポーザル方式による契約事務の流れ	8
第4	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	9

### 凡 例

- 1 表中に用いた比率は、百分率で、原則として小数点以下第2位を四捨五入して表示した。
- 2 構成比(%)は、合計が100.0となるよう一部調整した。

# 平成29年度 行政監査の結果に関する報告

## 第1 準拠基準

郡山市監査基準

## 第2 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

### 2 監査のテーマ

プロポーザル方式による契約について

### 3 監査の目的

現在、高度に専門的な技術や経験、創造性等を要する業務について、価格のみによる競争では所期の目的を達成することが難しい場合、複数の事業者から企画又は技術提案を求め、その内容を審査し、最も優れたものを契約候補者とするプロポーザル方式による業者選定を行うことが多く見られるようになった。

地方自治法において、契約は一般競争入札が原則であり、随意契約によることができる場合は、例外的なものとして厳しく制限されている。

プロポーザル方式による業者選定は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約に該当するものであり、価格だけでなく実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から最も適した者を選定している。

その実施に当たっては、選定プロセスにおいて、公平な評価及び選定が行われることはもとより、透明性も確保されなければならない。

そこで、公平性、公正性、競争性、経済性、適正性等の観点から検証し、契約事務の一層の円滑な運用に資することを目的とした。

### 4 監査の対象

#### (1) 対象事務

平成28年度に締結したプロポーザル方式による契約事務

#### (2) 対象部局

全部局

### 5 監査の着眼点

- (1) プロポーザル方式による契約とした根拠及びその理由は適切か。
- (2) 要綱制定や選定委員会の設置等は適切に行われているか。
- (3) 選定の対象とする事業者の募集及び周知等は適切に行われているか。
- (4) 事業者選定及び契約事務の手続き等は適正か。
- (5) 契約において、事業者提案の活用及び業務の成果が検証されているか。

## 6 監査の主な実施内容

プロポーザル方式による契約事務に関する書類の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

## 7 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所

監査委員室

- (2) 日程

平成 29 年 9 月 19 日から平成 30 年 3 月 22 日まで

## 第 3 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

## 1 プロポーザル方式による契約とした根拠及びその理由について

### (1) 平成28年度に締結したプロポーザル方式による契約事務

No.	業務名	所属
1	郡山市暮らしのガイドブック協働発行事業	広聴広報課
2	郡山総合運動場開成山野球場ネーミングライツ・スポンサー	公有資産マネジメント課
3	ふるさと納税（こおりやま応援寄附金）推進業務	市民税課
4	郡山市市民活動サポートセンター業務	市民・NPO活動推進課
5	郡山市開成山野球場広告掲載業務	スポーツ振興課
6	首都圏向けシティプロモーション推進業務	国際政策課
7	ICT活用農産物高品質化モデル事業	園芸畜産振興課
8	郡山市産農畜水産物PR動画制作・PR活動業務	園芸畜産振興課
9	郡山市観光映像アーカイブ構築・発信業務	観光課
10	広域インバウンド受入環境整備・利用促進業務	観光課
11	平成28年度産学連携コーディネート業務	産業創出課
12	郡山市道路施設修繕計画策定業務委託	道路維持課
13	郡山市空家等実態調査業務委託	住宅課
14	郡山市水道料金等徴収業務委託	（上下水道局）総務課 お客様サービス課
15	郡山市水道局小水力発電事業（減勢槽）	浄水課

### (2) プロポーザル方式の採用について意思決定する当初起案

当初起案	件数(件)	割合(%)
有	15	100.0
無	0	0.0
合計	15	100.0

### (3) プロポーザル方式の採用についての当初起案への理由記載

理由記載	件数(件)	割合(%)
有	8	53.3
無	7	46.7
合計	15	100.0

## 2 要綱制定や選定委員会の設置について

### (1) 要綱の制定

要綱	件数(件)	割合(%)
有	15	100.0
無	0	0.0
合計	15	100.0

(2) 選定委員会の設置

選定委員会	件数(件)	割合(%)
有	15	100.0
無	0	0.0
合計	15	100.0

(3) 選定委員の構成

構成員	件数(件)	割合(%)
本市職員のみ	11	73.3
外部委員を含む	3	20.0
他市職員を含む	1	6.7
外部委員のみ	0	0.0
合計	15	100.0

(4) 委員の人数

人数	件数(件)	割合(%)
～4人	1	6.7
5～7人	12	80.0
8人～	2	13.3
合計	15	100.0

(5) 選定委員会の開催回数

開催回数	件数(件)	割合(%)
0回(書類審査)	3	20.0
1回	7	46.7
2回	2	13.3
3回	3	20.0
合計	15	100.0

(6) 選定委員会の審議事項(複数回答)

審議事項	件数
募集要領及び選考基準の作成	4
提出書類の審査	2
委託候補者の選定	15

### 3 選定の対象とする事業者の募集及び周知について

(1) 募集方法

募集方法	件数(件)	割合(%)
公募型	11	73.3
指名型	4	26.7
合計	15	100.0

(指名型とした理由)

- ・実績を重視した。(3件)
- ・業者が限定されている。(1件)

(2) 公募期間

公募(提出)期間	件数(件)	割合(%)
～10日	0	0.0
11日～20日	5	45.4
21日～30日	4	36.4
31日～	2	18.2
合計	11	100.0

(3) 事業者への周知方法（複数回答）

周知方法	件数
市の公式ウェブサイトへの掲載	11
掲示板（庁舎前）	11
報道機関への投げ込み	4
各種団体への募集チラシの配布	3
広報こおりやまへの掲載	1
説明会の開催	1
企業への訪問	1

(4) 募集に対する質問の受付

質問の受付	件数(件)	割合(%)
有	15	100.0
無	0	0.0
合計	15	100.0

(5) 募集に対する質問の回答閲覧

回答閲覧	件数(件)	割合(%)
有	15	100.0
無	0	0.0
合計	15	100.0

#### 4 事業者選定及び契約事務の手続きについて

(1) 審査項目数

項目数	件数(件)	割合(%)
～5	1	6.7
6～10	7	46.6
11～20	6	40.0
21～	1	6.7
合計	15	100.0

(2) 配点

配点	件数(件)	割合(%)
～60	5	33.3
100	8	53.3
150	1	6.7
500	1	6.7
合 計	15	100.0

(3) 価格の評価

評価	件数(件)	割合(%)
有	11	73.3
無	4	26.7
合 計	15	100.0

(4) 選定基準の公表

選定基準	件数(件)	割合(%)
有	12	80.0
無	3	20.0
合 計	15	100.0

(5) 選定委員の公表

選定委員	件数(件)	割合(%)
有	2	13.3
無	13	86.7
合 計	15	100.0

(6) 評価点・順位の公表

評価点・順位	件数(件)	割合(%)
有	6	40.0
無	9	60.0
合 計	15	100.0

(7) 結果の通知

文書による通知	件数(件)	割合(%)
有	15	100.0
無	0	0.0
合 計	15	100.0

(8) 結果の公表

ウェブサイト掲載	件数(件)	割合(%)
有	10	66.7
無	5	33.3
合 計	15	100.0

## (9) 選定業者以外への理由説明

理由説明	件数(件)	割合(%)
有	3	20.0
無	12	80.0
合 計	15	100.0

## 5 事業者提案の活用及び業務の成果について

## (1) 事業者提案の活用

事業者提案の活用	件数(件)	割合(%)
有	15	100.0
無	0	0.0
合 計	15	100.0

## (2) 業務の検証及び評価（自由記載）

内容	件数
行政評価にて実施	3
ネーミングライツにより決定した愛称を積極的に使用し、施設の知名度、集客力及びサービス向上を図っている。また、ネーミングライツ料は、税外収入の新たな財源となっている。	1
返礼品の拡充、寄附件数・金額の大幅な増加が図られた。	1
毎月、定例報告会を行い、事業の進捗や成果の報告を受けて評価を行っている。また、課題がある際には、その都度協議を行っている。	1
広告の掲載方法や施工内容について、広告掲載要綱や基準と照らし合わせ検証する。 また、実際に掲載される広告の数や広告主を確認し、提案時の内容と比較し評価する。 掲載後の期間については適宜現場を確認し、広告に破損等が生じていないかの確認を行っている。	1
活動実績（クリッピングによる記事・番組等の実績等）をまとめた成果品をもとに評価・検証を行っている。	1
事業の確認検査等を行い、実施効果について検証及び評価を行っている。	1
業務の成果及びその考察を次年度以降の当該業務へ反映している。	1
業務については仕様書及び技術提案書のとおり適正に履行されているかを協議しながら確認した。成果については、有識者懇談会を通し、検証及び評価を行う。	1
契約された業務については、仕様書に基づき適正に履行されているかを現地調査の現場に同行するなど随時、協議・確認しながら実施した。	1
受託業者を適切に管理監督するため、月例会での指導助言、窓口の状況等について定期的な確認を行っている。 また、ネットモニター等を活用し、お客様の直接の声を取り入れる等、業務の成果の検証及び評価を行っていきたい。	1
水道施設に影響を与えることなく、計画どおり水力発電を履行できる。	1
特に検証や評価は行っていない。	1
合 計	15

## 6 プロポーザル方式による契約事務の流れ

調査結果から、概ね以下のとおりの審査等が行われていた。

### (1) プレゼンテーション審査

ヒアリングを実施し、最も優秀な受託者を選出していた。なお、応募多数の場合は、提案書による一次審査（書類審査）を行い、優秀と認められる受託者を数件選出し、二次審査（ヒアリング）を行っていた。

### (2) 審査基準

以下の項目について審査が行われていた。

- ・運営体制…業務を安定的に実施することができる体制か。
- ・実績…受託するに相応しい技術力、経験、熟練度があるか。
- ・内容構成力…提案が当該企画を実施するうえで、使いやすい内容になっているか。
- ・独創性…提案に独創性があるか。
- ・経済性…見積価格は適正であるか。費用面での節減が図られているか。

### (3) 受託候補者1社の選定及び通知

審査により最も優れた提案を行った1社を受託候補者として選定するとともに、決定内容について参加者全員に速やかに通知していた。

### (4) 受託候補者との協議と契約の締結

受託候補者の提案書を基に、受託候補者と契約内容の詳細及び契約価格について協議を行い、合意に達した場合は契約を締結していた。

ただし、協議が調わない等の事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定するとされていた。

## 第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を次のとおり提出する。

### プロポーザル方式による契約とした根拠及びその理由について

プロポーザル方式とする具体的な理由を明確に記載する様式等の統一が図られていないことから、選定、契約手続きの透明性、公平性等を確保するため、より適切な事務処理を行われたい。

### 事業者への募集及び周知について

事業者への周知については、広報紙への掲載や報道機関への投げ込み、説明会の開催や企業への訪問など各種方法の活用により、多くの応募者数の増大に努められたい。

### 事業者選定及び契約事務の手続き等について

選定基準及び評価点・順位を公表していない契約があったので、優秀な提案を得るために選定基準の事前公表と事業者選定の透明性と公平な評価、選定を行うため、選定結果の公表について検討されたい。

また、選定事業者以外の事業者への理由説明を行わない契約が多くあったので、選定結果に対する透明性と公平性を確保するため、可能な限り選定しなかった理由を付して、丁寧な対応をされたい。

### プロポーザル方式による契約事務について

本市においては、プロポーザル方式による契約について、選定委員会の運営方法、審査基準の設定、公表の方法等に統一された方式が確立されているとはいえない状況である。

今後、プロポーザル方式の契約事務における透明性、公平性及び競争性等の確保や事務の負担軽減からマニュアルを作成するなど、整合性及び統一性のある手続きについての検討を望むものである。